



Title	西ドイツにおける軍隊像をめぐる論争 : バウディッシンとシュネツを中心に
Author(s)	福永, 耕人
Citation	パブリック・ヒストリー. 2024, 21, p. 74-92
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/95497">https://doi.org/10.18910/95497</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 西ドイツにおける軍隊像をめぐる論争

バウディッシンとシュネットを中心に

福永耕人

## はじめに

ナチスの過去を経験した戦後の西ドイツでは、再軍備に当たって、これまでと異なる軍隊のあり方が模索された結果、「制服を着た公民 Staatsbürger in Uniform」と「内面指導 Innere Führung」の概念を中核に、新たな軍事組織としてドイツ連邦軍が作られたとされる。「制服を着た公民」は、軍服をまとめて軍務につきながらも、民主主義社会の市民的価値規範を維持し、それに従って自律的な判断を行える軍人であり、それを実現する「内面指導」が、連邦軍の理想として掲げられた。この背景には、ナチス政権下のドイツ国防軍は、シュタウフェンベルク大佐とその仲間がヒトラーの暗殺を試みた7月20日事件等、いくつかの例外を除いて、体制の暴虐に抗することができず、破滅へと突き進んだことへの反省があった。そして、その原因として指摘されたのが、上官への無条件的な服従といった軍隊特有の規律であり、ひいては軍と市民社会の倫理を、それぞれ隔絶した、まったく別個のものとして捉える意識であった。そのため、「制服を着た公民」の服従は、自発的意思からなされる、「良心的服従」でなければならないとされたのであった。<sup>(1)</sup>

このような新しい理念を取り入れて結成された連邦軍はしかし、西ドイツで即座に受け入れられたわけではなかった。1950年代の再軍備の時期、悲惨な戦禍の記憶も生々しい西ドイツ社会には反軍感情が渦巻いており、軍隊の存在そのものが忌避の対象であった。さらに、こうした反感がひとまずおさまった後も、軍隊内部では古参の軍人を中心として、新たな価値観に対して「非現実的」といった異議が唱えられ続けた。この対立は後の1960年代末までくすり続け、70年代の初頭にかけてついに大々的な論争に発展することとなる。

それでは、連邦軍はなぜこのような内部の対立を乗り越えて、今日のように社会の中に確固たる基盤を築いていくことができたのか。そもそも連邦軍は、政治史家のハンス・カール・ルップが、ドイツ連邦共和国の歴史を概観して述べるように、ドイツ史上において民主的権力への服従をはじめて達成した軍隊として描かれることが多い。ナチ体制期は言うに及ばず、それ以前のヴァイマル期や帝政期においても、軍は独自の政治的アクターであったことを考え

(1) 市川ひろみ「ドイツにおける徴兵制の変容——国家と個人の相克」『広島平和科学』24、2002年、232–234頁。

(2) ルップ、ハンス・カール、深谷満雄、山本淳(訳)『現代ドイツ政治史——ドイツ連邦共和国の成立と発展』彩流社、2002年、170–172頁。

れば、このような見方はおおむね正しいと言えよう。こうした軍のあり方を作り上げる際に、「制服を着た公民」などの理念を提示することで重要な役割を果たした人物として、教育学者で軍隊における教育・訓練を研究するクラウス・フライヘア・フォン・ローゼンは、ヴォルフ・グラーフ・フォン・バウディッシン<sup>(3)</sup>を挙げる。第二次世界大戦に陸軍の参謀将校として出征した彼は、捕虜生活を経てドイツに帰国した後、連邦軍の創設に加わり、陸軍中将を最後に退役した人物であり、新たな価値観を軍に普及させようと努めた。我が国の研究においては、日独の防衛法制を研究する法学者の中山倫太郎も、ドイツ連邦軍の精神的基盤作りにおけるバウディッシン<sup>(4)</sup>の重要性を指摘している。一方、彼らの理念に懷疑的な伝統主義の軍人たちとの、長い対立の歴史を検討したのが、近現代のドイツ軍事史を専門とするデトレフ・バルトである<sup>(5)</sup>。彼はバウディッシンやその支持者と、アルベルト・シュネット<sup>(6)</sup>陸軍中将ら伝統派の軍人たちとの間でなされた論争を取り上げている。これに対し、軍事史家マーティン・リンクは連邦軍の歴史を概観して、両者の対立過程として単純化する見方を批判した。また政軍関係を専門とするアメリカの政治学者デール・R・ハースプリングは、アメリカ、ドイツ、カナダ、ロシアの事例を比較検討した研究において、ヘルムート・シュミット<sup>(7)</sup>ら政治家が、この問題を克服するに当たって果たした役割の重要性を強調する。

これらの既存の研究を概観すれば、次のような課題が指摘できるであろう。まず一つ目は、バウディッシンの果たした役割について、その民主主義的で自由主義的な部分のみが強調される一方で、軍事的に見た場合に、彼の理念はいかなる有益性を持っていたのかが、あまり検討されていないということである。これは二つ目の問題点、軍内部での対立は実際には何が焦点であったのか、という点にも通ずる。バウディッシンら改革派とシュネットたち伝統派それぞれの主張は、一見すれば真っ向から衝突するものであったが、子細に見れば、共通の認識に立っていた部分も見いだせる。では、互いに一致するところもある彼らが、にもかかわらず対立することとなったのは、いったい何が原因であり、どのような部分が相容れなかつたのか。そして、その反目はどうやって解消されていったのか。これらのことことが問われねばならない。

そこで本稿では、両派の主張を一次史料に基づいて具体的に検討していく。もとよりこの両派の論争の実態を解明するだけで、ドイツ社会における連邦軍の発展過程のすべてを理解することになるわけではないが、しかし少なくともその一端を明らかにすることはできるであろう。主たる史料としては、バウディッシンについては彼の著作をまとめた書籍である *Soldat für den*

(3) Claus Freiherr von Rosen, „Erfolg oder Scheitern der Inneren Führung aus Sicht von Wolf Graf von Baudissin“, Rudolf J. Schlaffer, Wolfgang Schmidt(Hrsg.), *Wolf Graf von Baudissin 1907–1993 Modernisierer zwischen totalitärer Herrschaft und freiheitlicher Ordnung*, München, 2007, S. 203–234.

(4) 山中倫太郎「『制服を着た公民』の理念の起点——1950年代のドイツ連邦軍創設におけるヴォルフ・グラーフ・フォン・バウディッシン(Wolf Graf von Baudissin)の理念的軍人像」『防衛学研究』53、2015年、55–72頁。

(5) Detlef Bald, „Politik gegen die Demokratisierung der Bundeswehr“ Detlef Bald, Hans-Günter Fröhling, Jürgen Groß, Claus Freiherr von Rosen(Hrsg.), *Zurückgestutzt, sinnentleert, unverstanden: Die Innere Führung der Bundeswehr*, Baden-Baden, 2008, S. 47–65.

(6) Martin Rink, *Die Bundeswehr 1950/55–1989*, Berlin, 2015.

(7) Dale R. Herspring, *Civil-Military Relations and Shared Responsibility: A Four Nation Study*, Baltimore, 2013.

*Frieden* を用いる。また、シュネツら他の軍人たちに関しては、*Militär, Gehorsam, Meinung* にまとめられたものを使用する。本書籍は連邦軍をめぐる論争が盛り上がりを見せていた 1971 年に、その議論の土台とするべく、各論者の主要な著作・文書の全文を収録して、刊行されたものである。

## 2 連邦軍創設期のバウディッシンの活動

### (1) 西ドイツの再軍備

そもそも連邦軍はいかなる経緯をたどって創設されたのか。ドイツの再軍備をめぐる状況は、1950 年 6 月 25 日に朝鮮戦争が始まったことで大きく変化する。アメリカはそれまでドイツが再度脅威となることを警戒して、東ドイツに対抗するための軍事力を求める首相アデナウアーに対し、警察力の強化程度しか認めてこなかった。しかし、この情勢変化にはアメリカも強い危機感を抱き、西ドイツを再軍備させる必要があると考えるに至った。これに対してフランスは、ヨーロッパ防衛のためにはドイツ人の兵力を活用する必要があるという現実は認めつつも、ドイツが独自に国軍を保有することへの強い警戒感から、フランス首相ルネ・プレヴァンが 10 月にヨーロッパ防衛共同体（EDC）構想を提案した。各国から供出された兵力によって、統合された欧州軍を組織するというこの計画では、ドイツの兵力もそこに組み込まれることになっていた。しかし、提唱国であった当のフランスの国民議会が、ヨーロッパ防衛共同体条約への調印を拒否したので、結局、1954 年の 10 月 23 日、西ドイツに独自の国軍保有を許す形で再軍備と、新生西ドイツ軍の NATO 加盟を決定する、パリ諸条約が調印されることとなる。<sup>(8)</sup>

二転三転する情勢の中、西ドイツ国内では再軍備が、アデナウアーのリーダーシップのもとで、専門家として招集された元軍人たちが新たな軍事組織の構想を描き、また実務を担当するという形で進められた。1947 年にオーストラリアでの捕虜生活から解放されて帰国したバウディッシンもまた、元陸軍中将のハンス・シュパイデルに招かれて、この動きに大きく関わることになった。朝鮮戦争の勃発を受けて、アデナウアーは再軍備についての具体的な検討のため、1950 年 10 月の初頭、ラインラント＝プファルツ州のモーゼル川流域にあるヒンメロート修道院に、バウディッシンを含む 15 人からなる専門家委員会を招集した。これらの元軍人たちの半数は、後に創立されたドイツ連邦軍の中核的メンバーとなった。そして、「ヒンメロート覚書」としてまとめられたこの会議での検討結果は、連邦軍の基本方針としてその後長く参考されることとなるのである。<sup>(9)</sup>

(8) 中村登志哉『ドイツの安全保障政策——平和主義と武力行使』一藝社、2006 年、15-16 頁。

(9) 岩間陽子『ドイツ再軍備』中央公論社、1993 年、118 頁。

## (2) 新たな軍隊像の構想

ヒンメロート覚書は、東ドイツの背後にいるソ連の脅威を反映し、その侵略意図を挫くのに十分な兵力が必要であると提唱していた。しかし、この覚書は単なる軍事戦略にとどまらず、より広い分野への提言を行うものであった。それは、旧ドイツ国防軍将兵の名誉回復や戦争犯罪人裁判の修正、将来における社会と軍隊のあるべき関係、軍隊内部の組織構造、兵士の民主主義上の権利と義務にまで言及していた。<sup>(10)</sup>これらの提言を練り上げるに当たって、大きく貢献したのはパウディッシンであったとされる。ここでは覚書の内容を見ていきたい。

覚書は第1章から第3章までが西ドイツ内外の政治的、軍事的状況についての分析に捧げられ、第4章以降が新たな軍隊のあり方についての検討に当てられていた。特に、連邦軍の組織構造について語ったものとしては第5章の「内部構造」が最も重要であり、ここでは旧国防軍をモデルにはしないことが明言されていた。その上で、「B 政治」の節では、自由の防衛が軍の絶対的価値として位置付けられた。また、軍隊が「国家の中の国家」であってはならないことも述べられていた。同時に、軍内の結束を維持するための超党派的姿勢の必要性についても言及され、軍人の選挙権と被選挙権のあるべき形について個別に論じられた。

次節の「C 倫理」では、上官の命令が人類の尊厳を冒し、あるいは国際法や、民事・軍事の法令に違反した犯罪を意図していると明確に認識した場合、部下には服従拒否の権利と同時に義務が発生することがうたわれていた。また、懲戒事案が発生した際に、聴取を行う信任者委員会を設置することも提言された。委員会は軍人の過去の行動が問題になった場合にも、審査の任に当たることとされていた。ここでは主に、ナチ政権下での経験が問題化した場合を想定しており、軍がこうした「自己浄化」の手段を持つことが、内外の世論に対する配慮と、軍の結束の保持、それら両方に資するとする。一方で、「非ナチ化委員会」などの設置は否定された。

「D 教育」の節においては、全ヨーロッパ的歴史像の構築と、現今の中の政治・経済・社会の諸問題への知識をつけさせることが、軍人を確固とした国民並びにヨーロッパ軍人へと育成するために、決定的に重要であるとしていた。これによって、「ボルシェビズムと全体主義の分解作用」に抵抗し、軍の内部的結束の維持が達成できるとされた。また、軍人も特権を持たない社会組織の一員であることを自覚しなければならず、人間性の保持が強化されるべきであった。そして、そのためには当番兵、将校用伝令、非番時の制服着用義務といった、時代遅れの制度は廃止されなければならないと提言した。

続く「E 国民と反対派への働きかけ」では国民、とりわけ青少年へ計画的な啓蒙と教化をおこなうことが求められていた。個人と社会のための、正当な防衛と非常事態における義務を理解させることこそがその目標であり、この仕事に当たるための委員会の設置に、即座に着手することを要求していた。

覚書の最終章である「結語」の最後に置かれた「3 心理上の諸前提」の節では、兵員訓練のための幹部級要員として、将校や下士官を雇用しなければならず、その人材は旧国防軍の軍人

(10) 水島朝穂『現代軍事法制の研究——脱軍事化への道程』日本評論社、1995年、59-61頁。

から募集する必要があると指摘された。そして、そのためには旧軍人への中傷の排除と、いわゆる「戦争犯人問題」の解決が必須<sup>(11)</sup>であり、こうした名誉回復なしには彼らの信頼を得られず、再軍備も不可能であると締めくくられた。

ヒンメロートでの会議の後、連邦国防省の前身となるブランク機関が設置され、バウディッシンはここで仕事を続けつつ、自らの理念を普及させようと試みた。1952年6月30日に、彼は新しい軍隊組織のあり方についてまとめた「軍隊の内部構造」の草案を作成した。その内容はヒンメロート覚書のそれと概ね同じであったが、ここではより詳細な検討がなされ、例えば兵士の公民権や、教会活動の権利をどのように規定するかが記述されていた。そして同時に、パレードのための行進訓練を廃止することなどをさらに提言しつつ、現代の戦争の様相を考察した上で、上意下達の組織構造からパートナーシップに支えられた関係への転換を促した。

現代の戦闘装備には、十分に訓練された戦闘部隊が必要とされるため、部隊では協働の原則が最も強い意味を与えられている。戦車や航空機の乗組員、砲や機関銃の観測手、測量部隊や無線部隊の隊員が完全に連携していかなければならない。彼らはあらゆる戦闘行動<sup>(13)</sup>の中核であり、何よりも人間としてお互いに理解し合わなければならぬ。

単なる命令と服従によってのみ規律される関係から、協働のためのそれへと、軍人相互のあり方を変化させねばならないという問題意識は、バウディッシンの軍隊像の基本としてこの後も何度もあらわれる。1953年11月の「未来の兵士像より」でも、同様の見解が表明されており、その根本には、現代の戦争はもはや旧態依然とした軍隊組織では戦えないという認識が存在していた。バウディッシンは、「制服を着た公民」という概念が直面せざるを得ないであろう、「市民であり、なおかつ同時に兵士であることの矛盾」について問うていく。その上で、両者が完全に一致できるものではないことは認めつつ、しかし共通点はより多いと主張した。

市民であることと兵士であることとの間には、その究極的な結果に矛盾が存在することは否定できない。しかし、この二元論を究極的に橋渡しし意味を持たせること、すなわち、市民的義務の観点から兵士の任務の目標を設定することが重要である。このように「市民」は、非兵士と兵士に関する包括的な概念であり、兵士と非兵士は、同じながら異なる二つの市民の集合体であると言えるかもしれない。

(11) 石田勇治『過去の克服——ヒトラー後のドイツ』白水社、2002年、106–111頁。

(12) ヒンメロート覚書については、以下を参照。<https://www.bundeswehr.de/resource/blob/5216326/77501d5obefc687d9502723b2060a2bo/himmeroder-denkschrift-data.pdf> (2023年9月30日閲覧)。また、和訳されたものとしては以下がある。守屋純『国防軍潔白神話の生成』、錦正社、2009年、178–188頁。

(13) Wolf Graf von Baudissin, *Soldat für den Frieden*, München, 1969, S. 137.

(14) Ebd., S. 201.

平和な生活を送る市民であることと、殺し、また殺される戦場で活動する兵士であることには、もちろん大きな相違がある。しかし、民主主義社会を防衛する軍隊の兵士として、市民的な義務の観点から軍務の目標が設定されるのであれば、両者は究極的には同じものを追求している、同様の存在であるということになる。その上で、軍の護持する価値観と、実際の軍隊生活が乖離してはならず、また軍と国家の価値観も一致していなければならないことを強調する。

軍隊が守るべきものとして設定している価値観と、兵役において実践されている精神との間の矛盾は、兵士へのいかなる信頼も説得力も奪うことになるだろう。だからこそ、国防の形態と国家の形態〔…中略…〕の大まかな合意を求めるにはいかない。<sup>(15)</sup>

規律を涵養するという目的の強いパレード訓練の廃止といった主張は、このような理念から導かれた。市民的な価値観を保持した人間が兵士になるという、「制服を着た公民」のコンセプトからすれば、順当な帰結ではあった。しかし重要なのは、バウディッシンは単なる理想主義から、新しい軍隊像を提唱していたわけではないといった点である。ここには彼の現代戦への省察が、すなわち新時代の戦いにおいて有用な兵士をいかに育成するのかという問題意識が、同時に反映されていた。

もはや非戦闘員と戦闘員の区別すらつかなくなった。〔…中略…〕パルチザン闘争の大部分は武装した非軍人によって戦われており、サボタージュやゲリラ戦に対する防衛では、必然的に非兵士を戦わせなければならないという点は看過できない。〔…中略…〕「制服を着た公民」というイメージにおいて、存在する差異を曖昧にするのではなく、共通するものを見出すことが、現代ではより必要なものになっている。<sup>(16)</sup>

バウディッシンの理解では、そもそも戦場の現実はすでに両者の差異を消滅させていた。求められるのは、そのような所与のものとなった軍事的な現実を、むしろ積極的、自覺的に、新しい軍隊のありように取り入れていくことであった。そして、もはや受動的な服従では十分ではないことが語られるのである。

現代の戦争では、個人や「部隊」を効果的に監督し、あるいは処罰の威嚇をもって義務を果たすように促すことはできず、自主的な思考、自発的な行動および有意義な協働が必要とされる。現代の戦闘では、一般的であれ特定のケースにおいてであれ、任務の必要性への洞察に基づいた適応意志によってのみ、戦い抜くことができる。〔…中略…〕義務を果たすために義務を果たし、服従するために服従するという——虚無主義的な——似非倫

(15) Ebd., S. 201.

(16) Ebd., S. 202.

理から兵士を解放することができるかどうかが問題である。<sup>(17)</sup>

かつての軍隊では、鞭打ちなどの処罰による威嚇が、兵士を従わせる手段であり、20世紀<sup>(18)</sup>のナチ政権下でも、兵士を死刑の恐怖でコントロールして戦わせることが大々的に行われた。しかし、今やこうした手法は無意味であり、市民の自発性に依拠する軍隊が必要となった。そしてバウディッシンは、そのような新しい軍隊には、無条件かつ無批判な絶対服従は似つかわしくないとしたのである。<sup>(19)</sup>

### 3 「制服を着た公民」への反発

#### (1) バウディッシンの軍事的配慮

しかし、バウディッシンの説いた理念は、軍内部から強い反発を受けた。創設間もない連邦軍で将校や下士官として勤務する軍人のほとんどは、ヒンメロート覚書で想定されていたとおり、かつて第二次世界大戦に出征した経験を持つ人々であった。彼らが受けた軍隊教育は当然、昔ながらの服従を絶対視するものであり、その多くが、これこそが軍人のあるべき姿だと捉えていた。バウディッシンの説く理念は教育を行う将校への過度の負担となる、あるいは、そんなことをしていては軍隊としての戦闘力を維持できないといった、批判の声があがっていた。他方で、古参兵の存在なしには連邦軍は成り立たないという現実もまた、存在した。将校や下士官を育てるには時間がかかるため、連邦軍が自前で幹部級の軍人を育成できるようになるまで、当分の間、彼らは人材として不可欠であった。連邦軍への採用に当たっては思想審査<sup>(20)</sup>があり、連邦軍の理念へ賛同するかが問われ、ナチ的な人物はとりわけ排除されていたものの、この制度が実際に効果的だったのかは疑わしい。前述のように、連邦軍は第二次世界大戦の経験者を必要としていて、一定数の人員は必ず採用しなければならない状況にあった。また、応募者がその場限りの適当な回答をした場合、どこまでその人物の本心を見抜けたのかという問題もある。そして、古参兵たちが応募の時点で、「制服を着た公民」や「内面指導」といった新しい概念を、そもそも理解していたのか自体、疑問符を付されるべきであろう。知らない理念には反発のしようもないのだから、入隊後にその詳細を聞かされて初めて、嫌悪感を抱いた例も多かったんだろうと推測される。そして、このような事情から、連邦軍は民主主義的な方向性に反発する軍人たちを、大量に抱え込むに至った。

非難に対して、バウディッシンは単に民主主義的軍隊の理想を語るだけではなく、それを戦

(17) Ebd., S. 202–203.

(18) 丸畠宏太「プロイセン軍制改革と兵士の軍旗宣誓問題——国民軍隊における兵士の忠誠の対象をめぐって」『ヨーロッパ文化史研究』19, 2018年、34頁。

(19) ナチ時代の過酷な軍法については以下を参照した。對馬達雄『ヒトラーの脱走兵——裏切りか抵抗か、ドイツ最大のタブー』中央公論新社、2020年、1–58頁。

(20) 守屋、前掲書、36頁。

(21) 石田、前掲書、125頁。

略・戦術の変化に対応した新しい兵士の必要性と絡めて、繰り返し説いた。20世紀の二度の世界大戦を通じて、軍隊の戦い方は大きく様変わりしていた。第一次世界大戦からは、少人数のグループを組んだ兵士が砲兵の援護を受けつつ敵陣深くに突入し、敵軍の連絡網を遮断して前線部隊を孤立させ、後続の部隊が撃破するという浸透戦術など、新しい戦い方が新たに採用された。<sup>(22)</sup>しかし、こういった戦闘方法では兵士たちは敵陣の奥深くで、上官からの指揮を受けて自ら行動せざるを得なくなる。ゆえにこの時代以降は、末端の兵士たちもその場その場で独自に適切な判断を下すことを、迫られるようになっていく。第二次世界大戦を経て、20世紀後半の軍隊では、こうした戦術に対応できる高い判断力を備えた兵士を育成する重要性は、ますます高まっていた。

バウディッシンは *die Neue Gesellschaft* の 1955 年 1・2 月号の「未来の兵士の理想像」において、「制服を着た公民」がいかに現代の軍隊に必要なものかを語った。

重要なのは、軍隊における「兵士」と「専門家」のパートナーシップの関係だけでなく、「兵士」と「民間人」の間の関係である。分業化は不斷の相互依存関係をもたらし、同時に専門分野への分業化をもたらし、専門家にしか手の届かない分野ができてしまった。専門家の孤立した技術的思考は、自分の仕事の範囲を絶対的に設定しているため、大きな危険がある。異なる視点の間に適切なバランスを見出すことができるには、パートナーシップだけである。

市民としての兵士は、国家に対して無関心ではいられないし、敵対的であることなどももちろんできない。彼はその秩序を尊重し、自分の持ち場でそれを実践し、実現し続けなければならぬことを知っている。彼にとっては、軍人が国民の生の全体に適合し、政治の優先順位と議会の統制を肯定し、国民の批判を真摯に受け止めることは、疑いの余地がない。自由の僕として、それゆえに常に絶滅の危機に瀕している体制の僕として、増大する責任を自覚している。<sup>(23)</sup>

バウディッシンはまず、テクノロジーの発展に合わせて分業化が進み、核兵器開発などに象徴される、専門家以外には容易にうかがい知ることのできない領域が出現していることに鑑みて、軍内外の多分野での協力関係が、軍事上も欠かせないことを説く。そして、その協働の基盤として想定されるのが、参加者の市民としての自覚と、そこから来る主体性であった。

戦闘のプロフェッショナルとしての訓練しか受けていない、受動的に服従している、消極的に従属している兵士は、戦争に向いていない。彼は軍隊の重荷となり、国家にとって危険な存在となる。

(22) スティーヴンソン、デイヴィッド「西部戦線での統合・諸兵科協同作戦（1918年）」防衛省防衛研究所（編）『統合及び連合作戦の歴史的考察』2015年、50-52頁。

(23) Baudissin, *Soldat für den Frieden*, S. 216.

軍隊の価値観が基本的な秩序に適合していないければ、私たちの民主主義は粉々になってしまうであろう。若者のうちの自由主義的な者たちは、そのような負担を課す国家への反抗に駆り立てられ、他の者は全体主義に陥るだろう。<sup>(24)</sup>

彼はこのような危険性を主張した。そして、現状に適合した新たな兵士像への転換を求める。

自由な武装組織の根本的な存在理由は、自由で公正な社会秩序でしかありえない。[…中略…] 兵士に特別な地位を与えようとする解決策は、それが肯定的なものであれ否定的なものであれ、すべて不適切であり、復古的であり、危険である。

模範的兵士の像は、生活秩序の変化、機械化の進展、紛争の性格、今日の人間の状況などから論理的な結論を導き出そうとするもの以外の何ものでもない。新たに求められているのは、意識的な決定と国家の秩序へのコミットメント、軍事的・政治的領域での共同責任、パートナーシップと協力である。<sup>(25)</sup>

パウディッシンは同じ 1955 年の 10 月にも、権威あるアメリカの外交・国際政治関係の雑誌である *Foreign Affairs* に、自らの新しい軍隊構想を語った論文「新たなドイツの連邦軍」を寄稿している。ここでは第二次世界大戦時の経験から得た戦訓に触れつつ、さらに具体的に、現代の戦略・戦術における、パートナーシップに基づいた軍隊の必要性を主張した。

モータリゼーションと無線符号の下での軍事作戦の射程、速度、相互依存性、多様で複雑な兵器や装備品は、軍隊の組織構造にその痕跡を残している。技術的な専門家が、戦術的なリーダーと対等なパートナーとして参加している。[…中略…] しかし、服従だけでは不十分であり、相互信頼、裁量権を与えた命令、主導権の下方への移譲、部下の自主的な決意がすべての鍵を握っていることを、意識し続けなければならない。上官の集団への「溶け込み」、あるいは部下の引き上げは、特に航空機や装甲車、潜水艦などで顕著である。[…中略…] 今日の部隊指揮官は、協調性の点では部下よりも優れているが、専門知識の点では通常部下よりも劣っていて、その能力が限定されているため、部下が上官のリーダーシップの資質に依存しているのと同様に、部下の自発的な思考や行動に依存している。戦時中にはすでに、これらの新しい社会的な結びつきは、例えば「未成年者」に対する家長的な権威の伝統的イメージよりも、パートナーシップに基づく自由な共同体という考えにはるかに適した、機動部隊や装甲部隊、航空戦や潜水艦戦についての見解につながっていたのである。第二次世界大戦のイメージ、負担、経験は、軍事分野の多くの伝統的な考え方を積極的に揺るがしてきた。<sup>(26)</sup>

(24) Ebd., S. 217–218.

(25) Ebd., S. 221.

(26) Ebd., S. 160–161.

ほぼ同じ武器、装備、強さであるならば、精神的に優れた秩序ある部隊が勝利する。戦闘の指揮統制の分散化は、個人の精神的準備の必要性を高め、それなしでは闘争の過酷な肉体的・精神的要求に対処することができない。決定的な出来事は、個人の行動や失敗に左右される。したがって、個々人の責任感を目覚めさせ、自分自身と戦友に対する自信を強化することは、近代的な軍事訓練と教育の至上命題である。これは、個人やグループに計画的にタスクを割り当て、自発性と責任の余地を残した適切な指令を与えることによってのみ達成することができる。どの程度駆けられているかだ、という問題認識は間違っている。それよりも、自己規律を身につける方法やその手段を見つけ、協力する意思を促すことの方が、はるかに重要である。<sup>(27)</sup>

さらに 1957 年 4 月、軍事雑誌 *Neues Soldatentum* の創刊号に掲載された「今日の世界における兵士」でも、彼は自らの見解を述べた。こちらでは、戦略立案や兵器開発などが長期的なプランに沿って立てられるのに対して、個々の戦場での行動は臨機応変であることを求められると説明した上で、そのような不確定性の高い状況においては、判断能力と決断力を兼ね備えた兵士が必要であると訴えた。

しかしその一方で、兵士はあらゆる計画の急進性の対極にある。戦略がなお長期的な予測によって決定されるかもしれないとしても、戦術はいざれにせよ、迅速な決定と自発的な行動、個人とそれぞれの状況の多様性に対する人間のリーダーシップの法則によって支配されている。〔…中略…〕今日の戦闘のために兵士を準備することは、敏捷性、適応性、自発性のために兵士を準備することでもある。〔…中略…〕反応能力や決断力は、もはや将校だけのものではなくなっている。<sup>(28)</sup>

バウディッシンの考える、自律的に判断する民主的な兵士である「制服を着た公民」は、変化する戦場の様相に対応した現代戦のための兵士でもあった。そして、後者を求めるのならば、前者もまた受け入れなければならなかった。なぜならば、積極的かつ臨機応変に戦う兵士を育成するためには、日ごろから主体性を奨励する必要があり、軍内外の多様な人間同士の協働を実現するためには、旧来の上意下達、絶対服従の規律を廃さなければならず、その場合には軍内の、あるいは軍と市民の結束を保証する別の理念が必要となるからである。

バウディッシンに反発する軍人たちに対しても、軍事的な必要性に依拠したこの説得は、それなりの効果があったであろう。というのも、彼らもまた第二次世界大戦の戦場で、戦争の実態が様変わりするのを目撃していたし、また特に東部戦線の経験者たちは、NATO に対してそうした実戦経験をアピールしておいたからである。彼らは米英仏軍にはないソビエト赤軍と

(27) Ebd., S. 167.

(28) Ebd., S. 173–174.

(29) 守屋、前掲書、36 頁。

の交戦経験と、そこで得た戦訓こそが、自分たちの有用性を保証するものだと認識していた。

60年代においても、バウディッシンは同様の主張を行った。1965年2月に、ハンブルク大学で行われたフライヘア・フォン・シュタイン賞の受賞式では、スピーチで以下のように述べた。

簡単に説明しよう。今日の車両、装備、兵器システムの多様性は、専門家の監督を必要としている。専門家ではない者が結果を確認できるのは、武器が発射されているか、装置が再び作動しているか、車両が動いているか、航空機が指定された時間に特定の場所の上空を飛行しているなどしかしない。技術的でない部隊は、行軍や戦闘の間、限られた空間に集められていた。したがって、上官はすべてを俯瞰することができ、状況に応じていつでも決定し、数回の命令でその決定を実行することができた。今日では軍隊は彼の直接的な影響力を超えており、上官は間接的にしか出来事を把握していない。彼の部下は、ヒエラルキーの最下層に至るまで、技術と戦術が複雑に絡み合いながら、小さな状況を自らの意思で解決しなければならないのである。〔…中略…〕私たちは、何が危機に瀕しているかを知り、何が必要かを理解して従うことができる兵士、他者とともに考え、責任を持ち、自らも全体の枠組みの中で行動することができる兵士が必要であるという結論に達したのである。軍のヒエラルキーはその重要性を失ったわけではなく、等級化され、差別化された責任と見識を持つ兵士たちの、生きた共同体となっている。技術力の高い編制単位では、もはや戦闘において「リーダーだけが優秀」なのではない。<sup>(30)</sup>

上記のようにバウディッシンの主張は、民主主義的な理念を軍隊に浸透させることのみを狙うものではなかった。そこには現代戦を戦い抜ける兵士と軍隊組織を育て上げるという、軍事的な要請から来る一種のリアリズムが、同時に存在していたのである。そして、連邦軍の創設期において、こうした軍事的な有益性を強く主張する部分は、改革派としての彼の思想に不快感を抱く保守的な軍人たちを説得するに当たって、重要な意味を持った。

## (2) 伝統派の不満の蓄積

しかし、バウディッシンの新しい軍隊像が持つ軍事的な有益性と必要性については同意するにしても、やはりその思想のすべてが受け入れられたわけではなかった。特に、彼の思想の理想主義的な部分と現実との乖離がもたらす軋轢は、軍隊内部に不満として蓄積していった。次にその点について見ていくたい。以下の文章は、連邦軍総監フリードリヒ・フェルチュ陸軍大将が、雑誌『古き戦友 *Alte Kameraden*』の1963年5月号へと寄稿した記事、「制服を着た公民——理念かそれとも現実か」の中のものである。その内容は、「制服を着た公民」という理念の意義を認めつつも、同時にそれへの「誤解」から来た問題への指摘を含んでいる。

---

(30) Baudissin, *Soldat für den Frieden*, S. 121–122.

兵士は、何のために武器を携帯しているのかがわかって初めて、緊急時への備えができる。〔…中略…〕「制服を着た公民」という概念は、責任を負うという意思と不可分に結びついている。現代戦の要件は、厳格な規律と決然とした行動、そして個人の自発性と決断力の必要性を正当化する。〔…中略…〕連邦軍の形成期において、国民の誤解を招きがちだったのは、兵士の日常的な小さな任務が過小評価されていた点であった。秩序、行動、清潔さ、時間厳守等、まさに日常的な義務である。連邦軍の「秩序」を保つには、清潔さや時間の厳守が良心的に果たされなければならない。このような自明の責務は、分業化された高度に技術的な軍隊においては、かつてより実現が困難な場合が多い。〔…中略…〕「軍服を着た公民」という考えが完全に実現するかどうかは、連邦軍の外部でも市民意識が定着し、市民の権利だけでなく、その義務についても等しく公に議論されるかどうかに大きく依存している。地域社会に貢献することは、特定の専門家集団だけの仕事ではない。これは、我々の国家に属するすべての者の課題なのである。私たち、つまり私服なり制服なりを着た市民がそれを支援する限りにおいて、委託された任務を遂行することが可能となる。<sup>(31)</sup>

連邦軍総監は軍の制服組トップであるだけに、物言いはあくまで慎重ではあるが、ここでは「日常的な義務の軽視」、ありていにいえば軍隊としての規律の弛緩が指摘され、それに対して警鐘が鳴らされている。そして、このような危機感は、軍内の伝統主義者の多くも共有していたものであった。彼らはまた同時に、軍の任務の重要性が、政治や社会に理解されていないという意識をも持っていた。

軍の規律は乱れ続けており、それを強制的に回復させるための懲戒手段も与えられていないため、歯止めがかからない。バウディッシンは、兵士たちが自由民主主義国家の市民として自己の使命を認識することで、優秀な兵士となると主張しているが、実際にはそれは非現実的である。責任感の強い優良な徴集兵もいる一方、すべての兵士が熱意にあふれているわけではなく、真面目さを欠いた者もまた存在する。後者の人々を教育し、軍隊としての戦闘力を維持・向上させるためには、やはり伝統的な軍隊の徳目を再評価しなければならないのではないか。伝統派のこうした考え方にはっきりと打ち出されたのが、陸軍総監アルベルト・シュネット中将を中心として1969年に作成された、いわゆる「シュネット研究」である。

これは国防大臣のシュレーダーおよび連邦軍総監のド・メジエールが三軍に対しておこなった、現状の軍の課題をまとめよという要請に従い起草されたものであった。1969年5月、陸軍のシュネットは「内面指導への考察」を作った。そして、翌月にはさらにそれを下敷きにして、「陸軍の内的秩序改善についての考察」が作成され、これが「シュネット研究」と通称されることになった。しかし、海軍と空軍が政治的に当たり障りのない報告書を送り返したのに対して、この陸軍の文書は、復古的な内容を多分に含む、物議を醸すものであった。12月には抄録が公開され、ここから軍内外で論争を巻き起こすことになり、特に軍内では思想的にシュネットとバ

---

(31) Friedrich Foertsch, „Staatsbürger in Uniform – Idee oder Wirklichkeit?“, *Alte Kameraden*, Mai 1963, 1963, S. 6.

ウディッシンに近い将校たちのそれぞれが、独自のアピールを行っていった。<sup>(32)</sup>

軍内の論争は大きく分ければ、シュネツのように軍隊の伝統的な規律を重視する立場と、バウディッシンのように、軍隊を極力市民社会へと近づけようとする主張の対立からなっていた。これらの言説を具体的に検討する前に、ここではその前提として、当時の連邦軍が置かれた状況を確認しておきたい。まず、指摘するまでもなく、当時は西ドイツにおいて学生運動が盛り上がりを見せ、そこから派生した左翼テロリズムによって、世情が騒然としていく時代であった。<sup>(33)</sup> 1950年代の保守的な価値観を否定する若年世代の動きは、それまでにない大きな混乱をもたらしており、軍隊としても当然その動向には関心を抱いていた。戦後生まれの世代が成人年齢を迎えていた時期であり、学生運動に限らず、個人主義的な気風を身につけた多くの若者の行動は、保守派からは警戒の対象となっていく。まして徴兵制をとる連邦軍にとっては、彼らをどのように軍隊生活に適合させるかは、大きな課題であった。

同時に多くの軍人は、連邦軍を改革する必要性を感じてもいた。第二次世界大戦時代からの更新が遅々として進まない戦術教育や、慢性的な人員の不足と、それに伴う軍人たちの高齢化の問題があった。また、退役後のキャリアプランが思うように開けないことに対する不満の声も、広く聞かれた。さらに、新兵を「しごき」で死亡させるといった人権侵害も発生しており、<sup>(34)</sup> 解決するべき課題は山積していた。改革の必要があること自体は、伝統派も改革派も合意するところであり、ただその処方箋が大いに異なっていたのであった。

国際情勢に目を向ければ、1966年にフランスがNATOの軍事部門から脱退したこと、大きく影響したと考えられる。かねてよりアメリカとイギリスに主導権を握られることを嫌がっていたフランスが、NATOを抜けたことで、その穴の多くを西ドイツ軍が埋めることになった。例えば、フランス軍の大将か元帥が務めていた中央ヨーロッパ連合軍司令官には、陸軍大将のグラーフ・フォン・キールマンゼークが初めて西ドイツの軍人として就任し、以後2001年までこの職は常にドイツ連邦軍の大将が務めることとなった。<sup>(35)</sup> これは国際的な連邦軍の発言権、存在感の上昇といえたが、同時にヨーロッパにおける西側最強の軍隊として、責任が重大化することも意味していた。

さらに上記と絡んで、NATOの核戦略が柔軟反応戦略へと変更されていたことも、連邦軍の危機意識の背景として推定できる。元来、アメリカのアイゼンハワー政権下の核による徹底報復戦略では、東側との小規模な軍事衝突であっても、一気に核戦争にまでエスカレートする危険があったため、ケネディ政権は柔軟反応戦略を採用した。これは、ソ連軍の攻撃の規模に合わせて反撃の程度を「柔軟に」調整する、つまり初手からの核報復を絶対視しないという方針

(32) Detlef Bald, *Die Bundeswehr: Eine kritische Geschichte 1955–2005*, München, 2005, S. 88–91.

(33) 井関正久「西ドイツにおける抗議運動と暴力——「68年運動」と左翼テロリズムとの関係を中心に」『日本比較政治学会年報』9巻、2007年、177–179頁。

(34) Bald, *Die Bundeswehr: Eine kritische Geschichte 1955–2005*, S. 66–67.

(35) 山本健太郎「フランスのNATO統合軍事機構離脱とドゴールの同盟政策」『法と政治』60巻1号、2009年、37–38頁。

(36) Rink, *Die Bundeswehr 1950/55–1989*, S. 287.

<sup>(37)</sup> であった。この新しい戦略により、通常兵力同士での激しい地上戦が展開される可能性は高まつた。そのため連邦軍の中でも特に陸軍は、このような戦闘を戦い抜ける兵士たちを鍛成する必要性を、強く感じざるを得ない立場に置かれていたである。

#### 4 軍内論争とその終結

##### (1) 「シュネット研究」と論争の勃発

それでは、シュネットの主張の具体的な内容はいかなるものであり、またそれはどのように評価すべきなのであろうか。「シュネット研究」の叩き台となった「内面指導への考察」は、連邦軍の抱える問題をさしあたっては6点提示するという形で書かれた小論であった。その内容が網羅的なものでないことは著者自ら認めるところであったが、しかしこの論考にはシュネットの不満の核心的な部分がはっきりと表明されていた。彼はここで、軍隊という集団の独自性と、その伝統的徳目の重要性を語る。その上で、外見において規律がないがしろにされていることに対して、苦言を呈した。

近代的な兵士になるための教育の目標は、確かに部分的には新しいものである。連邦軍は工業的な特徴を強く持っているが、その内部構造は企業のそれではなく、闘争と運命と必要性の共同体なのである。したがって、その基本的な基盤は、なお古い兵士の美德にある。勇気、騎士道精神、正義感、配慮、仲間意識、決断力、犠牲、規律、大義を貫くための献身といったものである。それは、自分の祖国や父祖への献身、またヨーロッパ、NATO、<sup>(38)</sup> そして自由なる世界の一部である国家の一員なのだという正当な誇りをも含んでいる。

戦闘訓練や技術的勤務の精度が優先されるにしても、規律を守る手段としての外形が備わっていないのは、確かに問題である。態度や外見における我が軍のイメージは、NATO<sup>(39)</sup> の基準や、兵士にとって当然の規律の表現と一致しないことが多い。

シュネットは技術進歩や工業化による変化は認めつつも、兵士の精神性の根本は、変わらず古くからの軍隊的な徳目であり、それは一般社会と完全には一致しないとする立場をとる。これは保守派の軍隊像を踏襲した見解であるといえる。当然、こうした理解はバウディッシンやその支持者たちの方針とは一致しないものであった。しかし、すべての面で対立していたわけではなく、兵士に責任感を持たせるために、軍務の意味を理解させることの重要性については、彼らと同様の見解を持っていた。

(37) 岩間陽子「アデナウアーと西ドイツの核保有問題」『GRIPS Discussion Papers』vol.16-19、2016年、23-24頁。

(38) Klaus Heßler (Hrsg.), *Militär, Geborsam, Meinung*, Berlin, 1971, S. 42.

(39) Ebd., S. 44.

すべての兵士が、成功は自分にかかっており、自らの領域で責任を共有していると感じなければならない。訓練では、理由を説明し、行動を理解させる必要がある。そのため、<sup>(40)</sup> 下から上への報告に加え、上から下への情報提供もますます必要になってくる。

上記のように双方に同意できる部分がありながらも、シュネツがバウディッシンたち改革派と相容れなかつたのは、政治・社会情勢への強い危機意識が存在していたからであった。個人主義的な価値観が広まる時代において、自己犠牲の精神が復興されなければ国防はなしえないというのが、彼の見方だったのである。翌月に書かれた「シュネツ研究」でも、そのような意識は強くあらわれている。この論考は政治、軍事、教育といった幅広い領域に向けて、陸軍の改善案を通し番号を付して箇条書きで列挙するという体裁をとっていた。連邦軍が十全に活動するための前提条件について述べた第2章「必要条件」内の第12項を見てみよう。

- 12) 連邦軍が使命を果たすことができるようになるためには、すべての政治指導者が以下の一般的な前提条件を認識し、満たさなければならない。  
国民の大多数、連邦大統領、議会および政府は、いかなる種類の攻撃からも、この国家を防衛することを約束すること。  
権利の主張よりも義務の遂行が優先され、全体の権利は個人の権利に優先するという市民の理解を得ること。  
家庭、学校、大学などの教育機関を通じて、青少年を市民として教育すること。  
自由の保護と平和の維持とを優先させるという国民の決意と、この目的のために、国防において各自の立場で、犠牲を払う用意があること。  
兵士の奉仕を、地域社会にとって必要な仕事であると認識すること。<sup>(41)</sup>

この主張においてバウディッシンたちと大きく異なる点は、権利よりも義務が優先され、全体は個人に優越すると断言している点であろう。ただし、軍務が生命という人間の最も根源的な権利すら危険にさらさねばならないものであり、しかもそれが義務兵役として国民に強制されるという体制をとっている以上は、シュネツの主張はある種の真実といえなくもない。徴兵制度は、戦争の大義の内容がなんであれ、そのために人々を強制的に死地に送ることを容認するシステムであり、そこでは必ず、生存権を含む個人の権利を制限せざるを得ない場面が出てくるからである。

バウディッシンはこの点においてシュネツよりも理想主義的であり、個人の権利と自由民主主義国家の大義の間にあり、このような抜き差しならない対立を重視していない。彼の見解では、人々が市民としての深い自覚と責任感を獲得することで、いわばその対立は当然に止揚さ

---

(40) Ebd., S. 44.

(41) Ebd., S. 52–53.

れるものであるかのように扱われている。しかし、シュネツはより現実的であり、そのような冷徹な事実を国家と国民が直視し、覚悟を決めることを求めるのである。

シュネツのこの現実主義は、同時に、バウディッシンへの反感の大きな部分を占めていたように思われる。兵員教育の機能不全や、将校の高齢化といった、軍隊が内部で抱える問題について言及した第4章「連邦軍の内的状況」の中の、第30項と31項では、名前こそ出していないものの、露骨な批判を展開している。

- 30) 現代の現象としての権威の危機は、部隊に波及し、特に下級の指揮官層に負担を強いている。上官の権威が人格のみに基づくという非現実的な要求は、軍隊において多くの将校や下士官を苦境に立たせることが必至である。不安とあきらめ、怒りと攻撃、そしてまれには不服従が、その結果である。軍隊の規律と精神は、軍の指導者が法律と規則によって提供される手段を、十分に活用する方法を知っている場合さえ、危険にさらされている。<sup>(42)</sup>
- 31) 規律の手段としての軍法や規律規範は、自発的に、理性から、防衛の必要性を確信して服従する兵士という考え方を、あまりにも一面的に志向している。このような状況の変化に鑑み、軍の上官は、理解や意欲がない場合であっても服従を確保するための、必要な手段を有していない。<sup>(43)</sup>

ここでもシュネツは、「良心的服従」をしない兵士を、いったいどうやってまとめ上げるのか、という問題提起をおこなう。これは恐らく、多くの現場の将校や下士官の抱えていた憤懣であったろう。強制的な手段を欠いたバウディッシンたちの楽観的な理想主義では、現実の問題には対処できないというのが、彼の主張の軸であったといえる。

こうした批判を受けて、バウディッシンたち改革派も反論を展開した。1969年の12月には、「1970年の少尉」といわれることになる、ハンブルクの第二陸軍士官学校の卒業生である8人の陸軍少尉による声明が発表された。<sup>(44)</sup>彼らはシュネツ研究に批判的な立場から、自らの理想とする将校と軍隊像を説明したが、その活動は既に退役して社会民主党の党員として政治活動を行っていたバウディッシンが後援していた。彼のこれまでの著述がまとめられて *Soldat für den Frieden* として刊行され、その序文では、第二陸軍士官学校の士官候補生を支援すると述べられていた。

これに対して、1970年の12月には「大尉文書」と呼ばれる軍への改善要求が発表された。

(42) Ebd., S. 61.

(43) Ebd., S. 61

(44) Ebd., S. 92–101.

(45) Baudissin, *Soldat für den Frieden*, S. 7–19.

これは、ノルトライン＝ヴェストファーレン州のウンナに駐屯する、第7装甲擲弾兵師団所<sup>(46)</sup>  
属の大尉たちによってまとめられたもので、シュネット研究に近い立場であった。彼らはこの文書を国防大臣のシュミットへと届けようとしたが、達成できなかったため、報道機関へのリークという形で公開された。<sup>(47)</sup>

こうして軍内部では論争が繰り広げられていったが、議論にはかみ合わない部分もあった。伝統派が現実性の欠如を問題視するのに対して、改革派の主張はあくまでも軍の理想像を提示することに主眼が置かれていた。論争はこの後、収束に向かっていくこととなったが、その背景には、軍隊改革を目指す国防大臣シュミットの存在と、現実的観点から彼と妥協した伝統派の選択があった。

## (2) シュミットの連邦軍改革

シュミットは在任中に公表されたシュネット研究や、「大尉文書」に対して、強い態度に出ることはなかった。1970年1月6日、彼は陸軍指導部に対して「シュネット研究が軍に対する政治の優位性に重大な問題を引き起こしたとは考えていない」と述べた。またウンナの将校たちに対しても、「関係した大尉らを処分するつもりはない」とコメントした。シュミットが強硬な態度をとらなかったことを、バルトは「不可解」としているが、彼は安全保障政策に詳しい人物として知られており、バウディッシンと同じ社会民主党の政治家ではあったが、軍隊の伝統の一切を廃止するべきだと唱える党内左派とは距離を置いていて、軍が自らの伝統を重要視していることにも理解を示していたとされる。<sup>(48)</sup>しかし一方で、政府内では軍高官たちを「あまりにもナイーブ」と評しており、伝統主義者たちの思想に共感していたわけでもなかった。

シュミットは連邦軍改革を進めるという使命のためには、軍の伝統派にも配慮する必要があることを認識していた。1972年5月に、彼は新たな連邦軍大学の創設案を発表する。これは伝統的な軍事学重視の士官候補生教育から離れて、民間大学と同等の教育を実現しようと試みるもので、教育プログラムに社会科学を導入するなどした革新的な面は、保守的な軍人から強い反発を受けることになる。<sup>(49)</sup>ただでさえ抵抗の予想される改革を予定している状況で、敵対的な関係に陥るのは彼の本意ではなく、その融和的な態度には、決定的対立を避けるという思惑が存在したのである。それと同時に、復古的な理念はともかくとして、伝統派の主張の中でも現実的な不満については、ある程度同意できる部分も見いだしていたと思われる。というのもシュネット研究は、具体的な改善提案も多く含んでおり、それは将校の養成課程の改革から、給与水準の改善、下士官のキャリアコースの充実などにまで及んでいた。<sup>(50)</sup>

(46) 装甲擲弾兵 Panzergrenadier とは、主たる移動手段として車両に搭乗し、戦車部隊に随伴できる歩兵のこと。ドイツ国外においては、機械歩兵や自動車化歩兵などとも呼ばれる。

(47) Heßler, *Militär, Gehorsam, Meinung*, S. 115–130.

(48) Bald, „Politik gegen die Demokratisierung der Bundeswehr“, S. 57.

(49) Wilfried von Bredow, *Die Bundeswehr: Von der Gründung bis zur Zeitenwende*, Berlin, 2023, S. 167.

(50) Bald, *Die Bundeswehr: Eine kritische Geschichte 1955–2005*, S. 84–86.

(51) Heßler, *Militär, Gehorsam, Meinung*, S. 69–74.

将校教育については前述の通り、保守的な軍人たちからは批判を浴びたが、キャリアコースの再設定などは社会民主党政権下の軍隊改革で導入されていった。シュミットは党内左派とは距離を置いていた。また、彼は中隊長クラスの将校を集めて何度も懇談会を開催し、彼らに意見を述べさせたが、これは比較的階級の低い中堅クラスの将校たちが持つ現場の不満を吸い上げ、求心力を得るためにあったと考えられる。伝統派の軍人もまた、こうしたシュミットの態度を一定程度評価していた。<sup>(52)</sup> もともと「シュネット研究」に代表される彼らの不満は、「良心的服従」といった高邁な理念と、現実の勤務との乖離から来るところが大きかった。その点で、現場の軍人の不満に耳を傾ける姿勢を見せる国防大臣は、理想主義的すぎるバウディッシンや、過激な社会民主党内の左派よりは、はるかに対話の可能性がある相手と認識されたのであった。

シュミットと伝統派の軍人たちは、個人主義的な価値観を放逐し、自己犠牲精神を復活させなければならないという理念については、まったく一致するところがなかった。しかし同時に彼は、連邦軍の抱える諸問題に関して、現実的で具体的な観点からの対話が可能な相手とも見なされていた。保守派の軍人たちには、すでに議論が嗜み合わなくなっているバウディッシンたちとの論争を切り上げ、シュミットを相手として、どこまで自分たちの要望を通し、どこからは妥協できるかという、折衝の段階へと歩を進めた。このことで軍内の対立は集結に向かい、連邦軍は改革の時代を迎えることができたのである。

## 5 結論

バウディッシンとシュネットにそれぞれ代表される、改革派と伝統派の主張は、完全に相反するものではなかった。両者ともにNATOの一員として、西側の自由主義を防衛するために、精強な軍隊を育成せねばならないという見解は共通していた。また、そのためには前時代的な上意下達の規律だけに依拠した軍隊は、もはや不適格であるという認識でも一致していた。バウディッシンによって唱えられた「制服を着た公民」という理念が、単に民主的な軍隊における理想の軍人像を示しただけのものではなかったことを、本稿では明らかにすることができた。それは上記の認識を土台に、個々人が高度な判断能力を求められる現代戦における兵士のあるべき姿として、いわば軍事的必要性の観点から掲げられたものでもあったのである。

先行研究において、この改革派と伝統派はしばしば対照的に描かれてきたが、リンクの指摘するようにそのような理解は過度に図式的である。本稿は一次史料に立脚して両者の主張を検討することで、改革派の理想主義的な要求と、軍の規律を回復させる現実的な手段を求める伝統派の不満という、具体的な対立点をあぶり出すことに成功した。多くの共通するものを持ちながら、にもかかわらず両者が対立した原因は、現実と理想の乖離にこそあったのである。バウディッシンたちは軍隊を市民社会にできる限り近づけようと試み、その際に軍務と個人の権

(52) Bald, *Die Bundeswehr: Eine kritische Geschichte 1955–2005*, S. 79–80; Herspring, *Civil-Military Relations and Shared Responsibility: A Four Nation Study*, pp.103–104.

利の間で生じる緊張関係については、自由民主主義社会を担う市民としての各人の自覚が増すことで解消されると、楽観的に捉える傾向があった。一方、シュネツら伝統派の軍人たちは、生命を賭して任務を遂行せねばならない軍隊においては、その価値観を市民社会と一致させることにはおのずから限界があり、軍隊は独自の徳目を維持するべきだという立場に立っていた。彼らは、おののの国民が、国防に際しては自己犠牲を払う必要があることを直視し、その覚悟を決めるように求めつつ、同時にそのような責任感を持たない者たちに対する、ある種の強制力の必要性を痛感していた。

樂観主義と現実主義から来る両者の論戦には噛み合わない部分もあり、議論は平行線をたどった。そこで、伝統派の軍人たちは、軍隊改革を目指す国防大臣のシュミットに対話の相手を切り替えていった。シュミットは復古的な価値観についてはまったく同意していなかったが、改革を進めたいという思惑もあり、彼らとの決定的対立を避けた。また、伝統派の抱いている現実的な不満と改革の要望については、理解できる部分もあったため、両者は具体的な折衝へと進んでいった。このようにして軍内の対立は収束し、連邦軍は 1960 年代から 70 年代の変化の時期を乗り越えて、現代へと続く新たな段階へと歩を進めることができたのであった。

最後に、今後の課題について述べておく。本稿では、徴兵によって軍隊に入ってくる一般の兵士の動向については、紹介することができなかった。軍隊の歴史を見るに当たって、最も数の多い末端の兵士たちの存在を捨象するのは、もちろん望ましいことではない。実際に当時、改革派と伝統派の論争に呼応して、徴集兵からも独自のアピールがなされるなどしていた。だが、こうした動きについては、別の機会に探求する予定であるから、今回はひとまずここで筆を置くこととしたい。

#### [付記]

本研究は JSPS 科研費・特別研究員奨励費 課題番号 22KJ2053 の助成を受けた研究成果の一部である。